

全国一斉
司法書士
法律扶助
推進月間
10月1日~10月31日

民事法律扶助とは、日本司法支援センター（法テラス）が、
経済的に困りの方のために、無料で法律相談を行い、
司法書士等の費用の立替えを行う制度です。

裁判の費用を援助する制度を
ご存じですか？



- ※民事法律扶助を受けるには、一定の資力基準以下であるなどの要件が必要となります。
 - ※東日本大震災の被災者については、資力に関係なく無料法律相談を受けられるなどの特例があります。
 - ※簡易裁判所の事物管轄（訴額140万円以下）を基準とした民事通常訴訟、即決和解、支払督促、証拠保全、民事調停などの事件及び裁判外での和解の代理や相談については、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができます。前出の管轄を超える事件については、司法書士の書類作成代理による本人訴訟支援の方法があります。
- 詳細は、お近くの司法書士会にお問合せください。